

卸売市場法改正を踏まえた業務規程の改正について

卸売市場法改正を踏まえた業務規程について、部毎の特性に合わせて取引の自由度をできるだけ高めつつ、公正・公平な取引の確保や市場の活性化につながるよう改正を行います。

1 業務規程の構成について

業務規程に定める主な事項は以下のとおりです。

事項	規定のイメージ	資料中の記載箇所
目的	生鮮食料品等の取引の適正化等を図り、市民生活の安定に資する旨の規定	「2(1) - 1」
定義	卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者等の基本的な役割等の規定	「2(1) - 2」
責務	開設者及び卸売業者その他取引関係者が公平公正な取引及び市場の活性化に努める責務等の規定	「2(1) - 3」
開場期日等	市場の開場期日等、業務運営に係る規定	「2(1) - 4」
業務許可	開設者が卸売業者、仲卸業者、関連事業者の業務許可等を行う旨の規定	「2(1) - 5、6」 「2(2) - 1」
取引規制	市場の適正かつ健全な運営を確保するための取引ルール等の規定 (青果部、水産物部・鳥卵部、食肉部の市場取引委員会の答申に沿った改正を行う。)	「【参考】 市場取引委員会 審議事項関係」
品質管理	安全・品質管理体制の整備に努める等、物品の品質管理に関する規定	
施設使用	市場施設の使用に関する規定	「2(2) - 2、3」
監督	市場の適正な運営確保等のために必要な指導、検査、監督処分等に関する規定	「2(1) - 7」 「2(2) - 4～5」
その他	市と市場関係者との協議の場の設置、災害時における生鮮食料品の確保等の規定	「2(1) - 8」 「2(2) - 6～12」

2 業務規程の主な変更内容等

(1) 業務規程の主な変更内容(開設運営に関する事項)

	事項	内容	理由
1	変更	目的 ・卸売市場法に基づき、横浜市中央卸売市場の運営等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。	引き続き横浜市が中央卸売市場を開設・運営し、市民への生鮮食料品等の安定供給と市場の活性化を推進するため。

	事項	内容	理由
2	新設	定義 ・卸売業者、仲卸業者、売買参加者等の定義を新設。 ＜卸売業者＞出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、仲卸業者等に対する卸売を行う者 ＜仲卸業者＞市場において卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の仲卸売場において販売する者 ＜売買参加者＞市場において取扱品目の部類に属する物品について、当該市場の卸売業者が行うせり売若しくは入札の方法又は相対取引による卸売に参加できる者	市場関係者のそれぞれの役割等を明確にするため。
3	新設	市長及び市場関係者の責務 ・市長、卸売業者、仲卸業者、関連事業者の責務を新設。 ＜市長の責務＞公平公正な市場取引の場の確保及び取引参加者への指導監督等を行うとともに、災害時には生鮮食料品等の供給拠点としての役割を担えるよう迅速に対応する。また、市内中小企業や商店街との連携及び市場の特色を生かした販わいづくりの支援を通じて市場の活性化に努めなければならない。 ＜卸売業者の責務＞仲卸業者及び売買参加者等に対する公平公正な取引機会を確保し、市場における公平公正な卸売業務の適正かつ健全な運営、生鮮食料品等の集荷機能の強化及び品質管理の徹底に努め、自らの創意工夫により、市場内取引の充実及び市場の活性化に努めなければならない。 ＜仲卸業者の責務＞市場における仲卸業務の適正かつ健全な運営、生鮮食料品等の公正かつ妥当な評価、品質管理の徹底、公正明朗な取引の推進に努め、自らの創意工夫により、市場内取引の充実及び市場の活性化に努めなければならない。 ＜関連事業者の責務＞市場における関連事業を適正かつ健全な運営、商品等の品質管理及び市場関係者に対するサービスの向上に努めなければならない。また、自らの創意工夫により、市場の活性化に努めなければならない。	市長や市場関係者のそれぞれの責務を明確にするため。
4	変更	開場の期日 ・本場について、実際は水曜日と日曜日が休業日であるが、条例上水曜日は開場日であり、現状では別に水曜日を臨時休業日として設定している。日曜日と年末年始に加え、 <u>水曜日を条例上の休場日に変更する。</u> ・食肉市場については、土曜日を同様の理由により休場日に変更する。	週休二日であることを明確にするため。
5	新設	卸売業務の許可 ・国が行っていた卸売業者の許可を開設者が行う。 ・純資産額等については市の基準を設ける。	国が卸売業者の許可を行う規定が法律から削除されたため。

		事項	内容	理由
6	変更	関連事業者の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・関連事業者の許可は引き続き開設者が行う。 ・第一種（物販、貯蔵等）、第二種（飲食店、理容店等）の区分を廃止する。 ・<u>市場の取扱品目の販売を可能とする。</u> 	取扱品目の拡大等により、市場の利便性の向上や市場活性化を図るため。
7	変更	改善措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、取引参加者、関連事業者その他事業者の財産に関し、改善措置を命ずることができる。 ・卸売業者については、財務基準等について、市の基準を設ける。 	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
8	変更	附属機関	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の「開設運営協議会」と部毎の「市場取引委員会」の4つの附属機関の構成から、<u>附属機関としては開設運営協議会に統合し、市場取引委員会は部会として再構成する。</u> 	両附属機関を統合することで、幅広い総合的な議論ができるようにするため。

（2）継続される業務規程の主な内容（開設運営に関する事項）

		事項	内容	理由
1	継続	仲卸業者の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者の許可は引き続き開設者が行う。 	公正・公平な取引を担保する上で、仲卸業者は開設者が認めた者が望ましいため。
2	継続	市場施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・市長から業務許可を受けた卸売業者、仲卸業者、関連事業者が使用する市場施設の指定、売買参加者その他の者に対する市場施設の使用許可は引き続き市長が行う。 	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
3	継続	使用料等	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市場使用料、施設使用料を徴収する。 	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
4	継続	検査	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は職員に、取引参加者、関連事業者、その他事業者の財産の状況、施設の使用状況等に関し検査させることができる。 	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
5	継続	監督処分	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、取引参加者、関連事業者その他事業者が条例等に違反した場合には過料、業務停止等の処分をすることができる。 	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
6	継続	卸売業務の代行	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者が卸売をできなくなった場合は、他の卸売業者にさせるか、または自ら卸売の業務を行う者とする。 	生鮮食料品等の安定供給のため。

		事項	内容	理由
7	継続	災害時における生鮮食料品等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は災害時、生鮮食料品等を確保するため卸売業者、仲卸業者、関連事業者に対し必要な指示をすることができる。 	生鮮食料品等の安定供給のため。
8	継続	無許可営業の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は市場内において許可を受けた業務を除き物品の販売その他営業行為をしてはならない。 	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
9	継続	市場への出入等に対する指示	<ul style="list-style-type: none"> ・市場への出入、施設の使用、物品の運搬等については市長の指示に従わなければならない。 	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
10	継続	清潔の保持及び環境改善の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者、その他の市場関係事業者は市場の清潔の保持、騒音等の抑制等に努めなければならない。 	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
11	継続	市場秩序の保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市場の秩序の保持に必要があると認めるときは、入場制限等の措置をとることができる。 	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
12	継続	許可等の制限または条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、業務規定による許可、承認または指定には条件等を付することができる。 	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。

【参考】売買取引に係る業務規程

(1) 市場取引委員会審議事項

		事項	内容	理由
1	緩和	卸売の相手方の制限	・卸売業者の卸売の相手は、仲卸業者、売買参加者、相対取引事業者とする。 ・災害の場合、委託物品を自己買受する場合、他の卸売業者へ卸売する場合を除く。	新たに卸売りの相手方として、相対取引事業者を設け、規制を緩和するため。
2	新設	相対取引事業者	・卸売業者から卸売を受けられる者として卸売業者からの事前届出による「相対取引事業者」を設ける。ただし、せりには参加できない。	現行の第三者販売に代え、卸売業者の取引先を明確にするため。
3	継続	売買参加の承認	・売買参加者の承認は引き続き開設者が行う。	公正・公平な取引を担保する上で、売買参加者は開設者が認めた者が望ましいため。
4	緩和	市場外にある物品の卸売に関する報告	・市場以外の場所にある取扱物品を卸売した場合、市長に実績を報告しなければならない。	市場外を経由する取扱物品を把握するため。
5	緩和	仲卸業者の直荷引き	・仲卸業者は販売の委託を引き受けてはならない。 ・仲卸業者は、卸売業者から買入れが困難なものを卸売業者以外のものから買入れることができる。 ・ただし、市長に仕入・販売実績を報告しなければならない。	公正・公平な取引を担保するため。
6	変更	売買取引の方法	・1号(全量せり)、2号(一定割合をせり)、3号(1、2号以外)物品の区分を、せりをする物品とそれ以外の2区分とする。	物品ごとのせり割合の自由度を増すため。
7	継続	せり人	・卸売業者からの申請により開設者が登録する制度を維持する。	公正・公平な取引を担保する上で、せり人は開設者が認めた者が望ましいため。
8	緩和	取扱品目	・飲料及び加工食料品全般を取り扱えるようにする。	取扱品目拡大による市場活性化のため。
9	緩和	卸売業者の卸売の相手方としての買受けの報告	・卸売業者の自己買受、市場内の他の卸売業者への卸売を行った場合は市長に実績を届けなければならない。	市場法から規制が削除されたことによる、規制削除。
10	緩和	卸売業者及び仲卸業者の市場外での販売	・卸売業者及び仲卸業者が市場外で取扱物品の販売を行う場合は、市長に届け出るものとする。 ・市長は、市場外での販売が卸売等の業務の健全な運営を阻害する恐れがあると認めるときは、是正を求めることができる。	市場法から規制が削除されたことにより、販売行為の制限はできないが、届出により状況を把握するため。
11	継続	仕切り及び送金等	・卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、特約がある場合を除き委託者に対して卸売をした日の翌日までに支払わなければならない。	出荷者に対する市場の決済機能を担保するため。

(2) その他(法定事項等)

		事項	内容	理由
1	変更	売買取引の原則	・市場における売買取引は、公正、 <u>透明</u> 、かつ効率的でなければならない。	基本方針に透明が加えられている
2	変更	市長及び卸売業者の差別的取扱いの禁止等	・市長、卸売業者は取引参加者に対し差別的な取扱いをしてはならない。 ・卸売業者は、販売委託の申し込みがあった場合には正当な理由がなければ引受けを拒んではならない。	公正・公平な取引を担保するため。
3	変更	受託契約約款	・卸売業者が定める受託契約約款は公表しなければならない。	公正・公平な取引を担保するため。
4	継続	相対取引の承認申請	・せり物品について市長の承認により相対取引することができる。	残品等、特殊事情に対応するため。
5	継続	食肉部卸売業者の特例	・卸売業者は、家畜を解体し、枝肉等として卸売をすることの委託を受けることができる。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
6	継続	売買取引の制限	・せり売等において不正な行為・価格が認められる場合等、市長は売買を差し止めることができる。	公正・公平な取引を担保するため。
7	継続	衛生上有害な物品の売買禁止等	・衛生上有害な物品は市場において売買、売買の目的をもって所持してはならず、市長は売買の差し止め、撤去を命ずることができる。	安全安心な食品流通を担保するため。
8	変更	予定数量等の報告・公表	・卸売業者は卸売をした物品の数量及び金額、卸売予定数量を市長に報告する。 ・卸売業者は市長に報告した内容を公表する。 ・市長は取引結果等を公表する。(新規)	取引の実態を把握するため。公正・公平な取引を担保するため。
9	新設	その他の取引条件の公表	・卸売業者は、出荷者、卸売先に対する交付金の額を市長に届け出、公表しなければならない。	市場法改正により、その他の取引条件の公表が義務化されたため。
10	緩和	販売前における受託物品の検収	・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をする場合を除き、受託物品の数量、等級等について検収を行わなければならない。	公正・公平な取引を担保するため。
11	継続	品質管理	・市場内において取引する者は、生鮮食料品の品質管理に関する法令を遵守しなければならない。	安全・安心な生鮮食料品の流通を担保するため。